

改正案（令和5年2月）	現行約款
<p>第30条の3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>（a～k省略）</p> <p>1 受注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を、<u>その他受注者の経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u>（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>（削除）</p>	<p>第30条の3 発注者の催告によらない解除権</p> <p>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>（a～k省略）</p> <p>1 受注者が以下の一にあたるとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している</u></p>

<p>ロ <u>役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p>ハ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。</u></p> <p>ニ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p>ホ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>	<p><u>と認められるとき。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>ハ <u>役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p>
<p>第31条の3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちにこの契約の解除をすることができる。</p> <p>(a～d省略)</p> <p>e 発注者が以下の一にあたる時。</p>	<p>第31条の3 受注者の催告によらない解除権</p> <p>受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちにこの契約の解除をすることができる。</p> <p>(a～d省略)</p> <p>e 発注者が以下の一にあたる時。</p>

イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者を、発注者が管理組合である場合には管理組合役員又はこの契約に影響を及ぼす組合員を、その他発注者の経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

（削除）

ロ 役員等が、自己、自社、管理組合もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者を、発注者が管理組合の場合には管理組合役員又はこの契約に影響を及ぼす組合員を、__いう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員等が法人又は管理組合の運営に実質的に関与していると認められるとき。

【新設】

【新設】

【新設】

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

